

平成 17 年 2 月 1 日

弁理士試験体系別短答試験過去問集
「特許法・実用新案法」編の訂正のお知らせ

LEC 弁理士事業本部

特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 17 年 1 月 20 日政令第 6 号）により、実用新案法第 2 条の 2 第 1 項ただし書の政令で定める期間が「2 月」から「1 月」に短縮されることになりました。この政令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行されるため、本書の記載の一部を以下のように、訂正いたします。

訂正箇所	訂正前	訂正後
p.161 上から 4 行目	提出した日から 2 月	提出した日から 1 月
p.162 上から 4 行目	政令で定める期間経過前 (2 月)	政令で定める期間経過前 (1 月)
p.490 下から 3 行目	政令（実施令 1 条）で定 める期間（2 月）	政令（実施令 1 条）で定 める期間（1 月）
p.575 下から 4 行目	政令期間（2 月（実施令 1 条））	政令期間（1 月（実施令 1 条））
p.580 下から 3 行目	出願日から 2 月以内	出願日から 1 月以内
p.581 上から 1 行目	原出願日から 2 月以内	原出願日から 1 月以内
p.581 下から 5 行目	出願日から 2 月以内	出願日から 1 月以内

以上